

鳥栖市立地適正化計画が施行されます

令和8年3月31日（火）から届出・勧告制度の運用が始まります

■ 立地適正化計画とは

市では、都市再生特別措置法（第81条第1項）に基づき、人口減少・少子高齢化が進む中でも持続可能なまちづくりを実現するため、「鳥栖市立地適正化計画」を令和8年3月31日に公表・施行する予定です。本計画の公表と同時に届出・勧告制度の運用が始まります（同法第88条・第108条）。公表後に周知期間を設けることができないため、事前に制度の内容をご確認ください。

■ 届出が必要な行為

令和8年3月31日以降、以下の行為を行おうとする方は、行為に着手する30日前までに市への届出が必要となります。

<p>① 居住誘導区域外 都市再生特別措置法第88条</p> <p>【開発行為】 ・3戸以上の住宅建築を目的とした開発行為 ・1戸又は2戸の住宅建築を目的とした開発行為で規模が1,000㎡以上のも</p> <p>【建築等行為】 ・3戸以上の住宅を新築する場合 ・改築又は用途変更して3戸以上の住宅等とする場合</p> <p>※区域をまたがる場合でも、区域外を含む場合は届出対象です。</p>	<p>② 都市機能誘導区域外 都市再生特別措置法第108条</p> <p>【開発行為・建築等行為】 ・誘導施設を有する建築物の建築を目的とした開発行為 ・誘導施設を有する建築物の新築・改築・用途変更</p> <p>※都市機能誘導区域とまたがる場合は届出対象外となります。</p>	<p>③ 誘導施設の休止・廃止 都市再生特別措置法第108条の2</p> <p>【休廃止届出】 ・都市機能誘導区域内の誘導施設を休止又は廃止しようとする場合</p> <p>※都市機能誘導区域外とまたがる場合でも届出対象です。 ※必要に応じ助言・勧告を行う場合があります。</p>
--	---	---

■ 届出期限・罰則

届出期限	・行為に着手する30日前まで（①②） ・休止・廃止しようとする日の30日前まで（③）
罰則	届出をせず、又は虚偽の届出をして行為に着手した場合は、30万円以下の罰金（都市再生特別措置法第130条）。

■ 詳細・届出様式のダウンロードはこちら

<https://www.city.tosu.lg.jp/soshiki/22/82639.html>

【お問い合わせ先】 鳥栖市建設部都市整備課都市計画係 電話 0942-85-3601

場所：鳥栖市宿町1118番地